

銀行取り付け防止策としての支払停止条項の有効性：厚生分析

同志社大学大学院 小田勇一

銀行制度は取り付けの発生という内在的な不安定性を抱えている。取り付けの発生は、預金者や借り手を不測の事態に陥らせるという意味で外部不経済効果を持つ。一方、取り付け自体、預金市場を通じて銀行経営者の行動を規律づけるという側面も有している。

銀行取り付けの性質および信用秩序維持政策のあり方に関する現代的な理論的な分析は Diamond and Dybvig (1983、以下、D-D モデルとする) に始まった。すなわち、彼らはマクロ経済的なリスクが存在しないとき、預金者間の「協調の失敗」として取り付けが発生することをナッシュ均衡の概念を用いて初めて示すとともに、預金契約に支払停止条項を付与すれば取り付けの発生は未然に防止できると主張した。さらに、マクロ経済的なリスクが存在するときには、預金保険による所得の再分配が有効とされた。このような政策提案の是非をめぐる様々な議論が展開されているが、未だ決着をみるまでに至っていない。

加えて、D-D モデルに問題がまったくないとはいえない。取り付けは通常、財務内容が大きく劣化した銀行において発生するが、D-D モデルではサンスポットの取り付けしか分析の対象になっていない。そのため、銀行の財務内容に対する預金者の捉え方の相違が「協調の失敗」を生む可能性を明示的に組み込むことが求められる。銀行取り付けに関する研究は現在、そうした方向に動いており、代表的なものとしては Goldstein and Pauzner (2005、以下、G-P モデルと略する) が挙げられる。彼らは、D-D モデルに確率的な生産技術と生産技術の収益を示す状態変数に関するノイズを持つシグナルを導入のうえ、状態変数がある閾値を下回ったときにのみ取り付けが一意的に選択されることを示した。しかし、支払停止条項や預金保険の導入が経済厚生にどのような変化を及ぼすかという問題については分析されていない。

本報告では、信用秩序維持政策のあり方を検討する際の一助となることを目指して、G-P モデルを拡張のうえ、支払停止条項の追加が預金者の経済厚生に及ぼす効果について分析する。その結果、D-D モデルとは異なり、マクロ経済リスクが存在しないときでも取り付けの可能性は完全には排除されないことが示された。加えて、支払停止条項が追加された世界において取り付けが現に発生した際には、一部の消費者が希望どおりの消費が行えなくなる可能性が増加したり、本来清算されるべき銀行が存続したりすることになるため、資源の効率的配分が達成されないというコストが発生する。このように、預金契約の支払停止条項は預金者の厚生を悪化させる可能性があり、信用秩序維持策として有効性には限界があることが明らかになった。